

新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

報告 2

令和2年4月14日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 府内における感染状況 (4月13日まで)

府内感染確認者総数	205人
-----------	------

(参考)

令和2年4月13日現在

PCR検査実施人数												
	PCR検査 陰性者数	PCR検査 陽性 者数	(陽性確認者の詳細は別紙)									
			症状が無い方					症状がある方				
			入院治療を必要とする方					入院治療を必要とする方				
			退院	入院中	死亡	退院	入院中	死亡				
2480	2275	205	13	13	6	7	0	192	192	40	149	3

※4月13日実施検査については京都府実施分のみを計上(但し、京都市陽性者は含む)

※入院中には入院調整中を含む。

2 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議等開催状況

期 日	国等の動向等	京都府対応
1月22日(水)		16:30 部局長連絡会議(副知事)
1月28日(火)	指定感染症指定(閣議決定)	16:00 部局長会議(知事)
1月30日(木)	国対策本部設置(閣議決定) 府内感染者確認(1例目)	13:00 対策本部設置 22:00 第1回対策本部会議(知事)
1月31日(金)	WHO緊急事態宣言	17:15 府市合同記者会見(知事)
2月 1日(土)	指定感染症前倒し施行	
2月12日(水)		14:00 第2回対策本部会議(知事)
2月13日(木)	緊急対応策決定	
2月21日(金)		17:00 第3回対策本部会議(知事)
2月25日(火)	国対策基本方針決定 全国知事会対策本部設置	
2月26日(水)	大規模イベント中止・延期要請	
2月27日(木)	小中学校高校休校要請	17:00 第4回対策本部会議(知事)
3月 2日(月)	関西広域連合対策本部設置	
3月 3日(火)		17:00 第5回対策本部会議(知事)
3月 5日(木)		16:30 第6回対策本部会議(知事)
3月 9日(月)		14:00 緊急知事会見(知事)
3月10日(火)	緊急対応策(第2弾)決定	
3月11日(水)		11:15 第7回対策本部会議(知事)
3月13日(金)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正	
3月17日(火)		10:00 臨時知事会見(知事)
3月19日(木)	第8回国専門家会議 状況分析・提言	17:45 第8回対策本部会議(知事)
3月24日(火)		16:30 第9回対策本部会議(知事)
3月26日(木)	特措法に基づく府対策本部設置	13:13 特措法に基づく府対策本部設置
3月28日(土)	基本的対処方針決定	
3月30日(月)		10:30 緊急知事会見(知事)
4月 1日(水)	第10回国専門家会議 状況分析・提言	17:00 京都府専門家会議
4月 2日(木)		10:30 京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長)
4月 3日(金)		14:00 臨時記者会見(知事・教育長)
4月 6日(月)		18:00 臨時記者会見(知事)
4月 7日(火)	基本的対処方針改正 7都府県に緊急事態宣言発出	10:30 記者会見(教育長)
4月 8日(水)		10:00 京都府専門家会議 11:30 第11回対策本部会議(知事)

3 京都府の主な取組

(1) 検査及び診療体制の強化

- 京都府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制の整備(1月31日)
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知(1月30日、2月4日、14日、26日、27日、3月2日)
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター(保健所等)を通じた受診調整を実施(2月6日、2月18日より24時間対応に拡充)
- 帰国者接触者外来数は23医療機関(3月3日)から31医療機関(4月7日)へ拡大、引き続き拡大に向け調整中
- 医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症への対応、感染防止拡大のための留意点等を通知(1月8日、16日、24日、2月4日、14日、19日、26日、3月9日、11日、4月8日、9日)
- 患者が増加した場合の医療提供体制等の対策の移行について検討するため、医療団体等からなる新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置、開催(3月9日、26日)
- 協議会において、民間施設におけるPCR検査の実施について調整し、3月10日から帰国者・接触者外来の医師の判断で検査依頼が可能
- 各感染症指定医療機関の現状を共有するとともに、それぞれの役割を確認するため、感染症指定医療機関連携会議を実施(3月19日)
- 府内病院職員が感染し、外来や救急を一時停止したことへの対応として、府内医療機関に対し、救急等医療提供体制の確保を依頼(3月9日)
- 感染症患者が大幅に増えた場合、重症患者や基礎疾患を有する患者が増加した場合を想定し、入院患者等の受け入れ医療機関の調整、病院間を超えた医療従事者の派遣調整を行う新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンターを設置(3月27日)
- 保健所の感染・予防体制の強化を図るため、市町村保健師の派遣を要請(4月8日)
- 府内30病院へ病床の確保を依頼(知事、京大病院長、府立医大病院長連名)(4月3日～4月10日)

(検査実施状況)

(4月13日現在*)

検査機関	合計	京都府 京都市	国立感染症 研究所	民間検査機関
検査人数	2480 人	2240 人	1 人	239 人
陽性	205 人	179 人	1 人	25* ¹ 人
陰性	2275 人	2061 人	0 人	214* ² 人

*¹4月13日実施検査については京都府実施分のみを計上(但し京都市陽性者は含む)*²京大病院実施分(7件)を含む

* 民間検査機関での実施分

(2) 府民への情報提供

- 府ホームページで注意喚起メッセージ掲載(1月24日～)、2月6日から専用ページを立ち上げ、手洗い励行等の感染防止対策、専用相談窓口、事業者向けの融資制度等を周知。英語及び中国語でも、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載
- 国際センター、大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知し、府内市町村とも情報共有
- ツイッター(1月24日～)、ラジオ(2月1日～)、テレビ(3月14日～)、府民だより(3月号、4月号、5月号(予定))、新聞広告(3月14日、3月28日))等による情報発信
- テレビ、ラジオで新型コロナウイルス感染症の特集を実施(3月3日、3月10日(知事)、3月13日(知事)、3月17日(知事)、3月24日(知事))
- 府庁及び各保健所に専用相談窓口(帰国者・接触者相談センター)を設置(1月29日、2月18日～府庁を24時間対応に拡充)
- 京都府内に居住・滞在する外国人のうち、日本語を介してのコミュニケーションが

困難な外国人に対して、円滑に電話相談を行うため、多言語での同時通訳を開始
(3月10日)

○LINE公式アカウントによる、新型コロナウイルスに関するパーソナルサポート(個人の状態に併せた情報提供等)を開始(3月19日)

○正しい予防策や各種相談窓口を周知するため、啓発チラシ120万部を新聞折込
(3月24日)や、市町村、医療機関、福祉施設等を通じて周知(3月23日から)

○LINE公式アカウントのタイムライン上に、知事からのビデオメッセージ『新型コロナウイルス感染症についての西脇隆俊京都府知事から府民の皆様へのお願い』を掲載(4月3日)

(専用相談窓口相談件数)

(4月13日現在)

	府庁	保健所	備考
1月29日～2月17日	896件	485件	日平均 69件
2月18日～4月13日	10,627件	7,093件	日平均 306件
合計	11,523件	7,578件	
	19,101件		

(府民総合案内・相談センターへの各種意見・相談件数)

(4月12日現在)

	件数	主な意見等
1月	6	新型コロナウイルス対処法、感染防止対策について
2月	72	健康相談、感染者情報、イベント開催の有無について
3月	295	マスク不足、金融支援、自粛について
4月1日～5日	859	学校再開について
4月6日～12日	922	緊急事態宣言、給付金・融資・補償について

(3) 中小企業等への支援

○京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設。(2月6日)

(申込状況)4月3日時点 ※普通保証・セーフティネット保証4・5号・危機関連保証の合計
申込 1594件

○セーフティネット保証4号(自然災害等)の適用地域として全都道府県が指定(3月2日)されたことを受けて、京都市と連携し、既存融資に加え、別枠保証による融資限度額を拡大。

※指定期間は2月18日から6月1日まで

併せて、2月6日から開始している「新型コロナウイルス対応緊急資金」についても資金使途を運転資金に加え、設備資金にも使えるように拡大。(3月2日)

○セーフティネット保証5号(不況業種関係)の指定業種として、3月6日に旅館・ホテル、レストラン等の40業種を追加指定したのに加え、3月13日、乳製品製造業や理容・美容業など316業種をさらに追加(全508業種)

※指定期間は3月6日から3月31日まで(4月1日以降も指定業種の見直しをしつつ継続)

○「京都経済対策トップ会議」を開催し、経済界から意見等を聴取(3月6日)

○国において、危機関連保証が発動されたことを受け、「あんしん借換資金(危機関連枠)」融資制度を創設。従来の別枠保証(セーフティネット保証4号・5号)に加え、さらなる別枠保証として、融資限度額を拡大。(3月13日)

○府内中小・小売事業者等における新型コロナウイルス感染症の影響について、中小企業応援隊による緊急調査を京都市と行い、その結果を公表(3月18日)

○令和元年度2月補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策(追加)として、「中小企業への支援体制の構築」及び「中小企業・農林水産業者に対する緊急経営支援(※)」を実施(3月19日)

※3月27日から中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金の受付開始(4月30日まで)農林漁業者向けの同補助金は3月30日から受付を開始

○「京都経済対策実務者会議」を開催し、金融機関、経済団体、専門家団体などから意見等を聴取(3月26日)

○「京都労働経済活力会議」を開催し、関係団体と雇用対策について協議(3月26日)

○府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の対応マニュアル(雛形)を

作成、各事業者へ周知(3月27日)

- 新型コロナウイルスの影響を受け、経営が困難となった中小企業を支援するため、(一社)京都府中小企業診断協会及び(公財)京都産業21、京都府が共同し、「京都府新型コロナウイルス対策倒産・廃業防止緊急無料相談窓口」を設置(4月2日)
- 「京都金融対策トップ会議」を開催し、金融機関から意見等を聴取(4月3日)
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴う京都府内の事業所における対応について、各事業者へ周知(4月8日)
- 「新型コロナ感染症の影響による特別就労相談窓口」でのWEBを通じたカウンセリング及びマッチング支援の実施(4月10日)
- 「京都金融支援ネットワークチーム会議」を開催し、金融機関の実務者から意見等を聴取(4月10日)

(4) 収入減収や失業による生活支援

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ生活福祉資金貸付(緊急小口資金貸付、総合支援資金(生活支援費)貸付)を実施。(3月25日～)
※申込:市区町村社会福祉協議会 問い合わせ:京都府社会福祉協議会
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、水道、下水道等の公共料金の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう市町村に周知。(3月19日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により府税の納付が困難な方については、納税の猶予を受けることができる場合がある旨周知。(3月19日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響に係る農林水産業経営相談窓口の開設(3月27日)

(5) 活動団体等への支援

- 府内のNPOやボランティアグループ等の民間団体が新型コロナウイルス感染症による影響を受ける子育て世帯等を対象として行う地域活動について、地域交響プロジェクト交付金を活用して支援(対象期間:1月30日～3月31日) 申請15件

(6) 京都舞鶴港等の状況

- 港湾関係事業者に対し、国家安全保障会議決定又は閣議了解により日本へ上陸の申請日前14日以内に以下地域に滞在歴がある外国人等について、原則、本邦に上陸することができないこと、並びに上陸拒否対象地域に滞在歴のある入国者についてはPCR検査の実施対象とすること、すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し国内において公共交通機関を使用しないことを要請する旨情報提供。

<上陸拒否対象地域>

- ・アジア:中国ほか9カ国
 - ・大洋州:オーストラリアほか1カ国
 - ・北米:米国ほか1カ国
 - ・中南米:エクアドルほか5カ国
 - ・欧州:英国ほか43カ国
 - ・中東:イスラエルほか3カ国
 - ・アフリカ:エジプトほか4カ国
- 計73カ国(4月3日～)

○京都舞鶴港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

- ・コスタ・ベネチア(4月3日予定) ・ル・ソレアル(4月29日予定)
- ・にっぽん丸(5月1日) ・スペクトラム・オブ・ザ・シーズ(5月7日予定)
- ・クイーン・エリザベス(5月10日予定)・ル・ソレアル(5月15日予定)
- ・ブレーメン(5月18日予定) ・サファイア・プリンセス(6月14日予定)

○宮津港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

- ・ぱしふいっくびいなす(5月11日)

(7)府主催イベント等

今後の府主催イベント等について下記方針を確認(3月24日府対策本部会議)

- 府が主催、共催するイベント等については、改めて開催の必要性を検討する。なお、野外における感染リスクが低いと判断されるイベントについては、感染予防対策を十分講じたうえで実施を検討する。
- 府施設については、感染拡大のリスクが高まるとされる、換気の悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話や発声が行われるという3条件を回避するため、定期的な換気や入室人数の制限、人が触れる部分の消毒の徹底等、必要な感染予防対策を実施したうえで、順次再開を検討する。
- 文化スポーツ部のイベントについては、4月8日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議での方針を踏まえ、原則中止・延期(5月6日まで全面中止)。

(8)府民へのメッセージ

○4月2日知事市長緊急メッセージ

- ・人混みが予想される場所への不要不急の外出や会合等への参加、感染が拡大している首都圏や阪神圏への不要不急の往来等の自粛要請
- ・学生に対して、懇親会、新歓コンパ等の自粛要請
- ・帰国者に対して、入国の次の日から起算して14日間は、体温測定を毎日行うなど、健康管理に留意し、自宅待機を徹底
- ・事業者に対して、衛生管理の徹底はもとより、換気や可能な限り席と席を離すなど、現場に即した感染防止対策の徹底等を要請

○4月10日緊急事態宣言の要請にともなう知事市長緊急メッセージ

- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への通勤等、生活の維持に必要な場合を除く外出自粛を要請
- ・多人数での会食や、10名以上が集まる集会・イベントへの参加の自粛や、不要不急の買入のための自粛等を要請
- ・大学等へ、当面、ゴールデンウィークを目途に、登校による授業開始の延期要請
- ・価格高騰、買い占め、売惜しみ等が生じないように配慮いただくよう要請

(9)小中学校、高校等の臨時休業等

(府立学校)

- 京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏の学校について、令和2年4月13日(月)から5月6日(水)まで臨時休業を実施(終期については、今後の状況に応じて延長することがある。)

○特別支援学校については、上記の内容を基本としつつ、各校の状況に応じて対応
(市町(組合)立学校)

- 南丹市以南の学校は、一部の市町を除き、1週間から1ヶ月程度臨時休業を実施

(私立学校)

- 府内の各私立小学校、中学校、高等学校及び専修学校(高等課程)に対しては、文部科学省からの要請を通知(2月28日)し、期間等はそれぞれであるが、全82校(小学校10、中学校24、高等学校42、専修学校(高等課程)6)で、臨時休業を実施
- 私立幼稚園については、教育機関であるとともに、保育機能を有していることもあり要請の対象外となっており、保護者のニーズ等、各園の事情に応じた対応を要請
- 4月8日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議での方針を踏まえ、府内の私立小、中、高に対して、ゴールデンウィークまでの休業期間の延長を改めて検討するよう通知。

(保育園等)

- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の施設や事業所については、感染の予防に留意した上で、開所いただくよう市町村に依頼(2月28日)

(10) 府職員の柔軟な勤務体制

- 「公共交通機関を利用して出勤する職員」を対象に時差出勤を開始(2月25日から適用)
時差出勤の対象職員を「子の世話をを行う職員」にも拡大(3月5日)

(出勤状況)

(2月25日から4月10日までの累計)

出勤形態	実施者数(合計4,782人)		備考
	公共交通機関利用	子の世話	
8時00分出勤(30分前倒)	2,634人	14人	対象者 (公共交通機関利用通勤者 又は子の世話をを行う職員)
9時00分出勤(30分後倒)	1,144人	20人	
9時30分出勤(1時間後倒)	970人	0人	

- 本人又は家族が感染した場合及び学校の臨時休業に伴い出勤することが困難な場合に特別休暇を承認(3月1日から適用、国家公務員も同様)
○在宅勤務(テレワーク)の対象範囲を新型コロナウイルス感染症に係る「感染拡大防止」及び「業務継続」に拡大(3月17日)

(11) 府庁業務継続体制

- 京都府新型インフルエンザ対策マニュアルを準用した各部局毎の業務継続体制確立を指示(3月11日)

(12) マスク等の配布

- 府の所持するマスク(約71万枚)等を感染症指定医療機関、救急告示病院等、医療関係団体、市町村及び福祉施設関係団体等に配布(3月12日～18日)
○国の緊急対応策第2弾において示された感染拡大防止策に基づき、マスクを医療機関や、府保有マスクを未配布の社会福祉施設等に配布。併せて、手指消毒液を医療機関、社会福祉施設、医療的ケア児のいる家庭等へ配布(3月23日～)

(13) 国への要望等

○全国知事会

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 (2月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言 (2月21日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明 (2月25日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言 (3月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言 (3月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言 (3月5日)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言 (3月6日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望 (3月18日)
- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言 (3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 (3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施に関する提言(3月24日)
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言(3月25日)
- ・教育活動の再開等に関する意見書(3月25日)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請(3月30日)

- ・新型コロナウイルス感染症に打ち克つために～日本と地域を守る全国知事会宣言～(4月2日)
- ・打倒コロナ！危機突破宣言(4月8日)
- ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言(4月8日)

○関西広域連合

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望 (3月19日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望 (3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い(4月1日)
- ・新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ(4月8日)
- ・関西・外出しない宣言(4月8日)

○京都府、京都市、経済団体

- ・新型コロナウイルス感染症の京都経済への悪影響を最小限に食い止めるための緊急要望(3月9日)

○京都府・京都市

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に対する緊急要望(3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急金融対策に係る緊急要望(4月6日)

○京都府・京都市・経済団体・労働者団体

- ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等のための緊急要望(3月27日)

○京都府

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に関する農林水産省への緊急要望(3月27日)
- ・新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望(4月6日)
- ・緊急事態宣言の要請について(4月10日)

2 文科初第 57 号
令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原 誠

(印影印刷)

「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関する
ガイドライン」の改訂について（通知）

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第 32 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部長である内閣総理大臣から、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われました。

これを受け、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を、別紙のとおり改訂しました。

緊急事態宣言の対象区域に属する 7 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に対しては、新たに盛り込んだ「1（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について」が該当することとなります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課(内2367)
- 教科書の取扱いに関すること
初等中等教育局 教科書課(内2411)
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)
・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)
- 子供の居場所確保に関すること
・保健管理について 初等中等教育局 健康教育・食育課(2918)
・財産処分手続について 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課
(内2464)
- 幼稚園の預かり保育に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内3136)
- 私立学校に関すること
高等教育局 私学部 私学行政課(内2532)
- 国立大学附属学校に関すること
総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 公立大学附属学校に関すること
高等教育局 大学振興課(内3370)
- 専修学校に関すること
総合教育政策局 生涯学習推進課(内2939)

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月7日改訂版)

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。この際、学校医等ともよく連携してください。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業

を実施する必要性は高まります。

- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。この際、学校医等ともよく連携してください。

(2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、地域区分の考え方に関して、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べた上で、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4 脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重

¹ 専門家会議提言の p4 脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要があると考えられます。また、対応の検討にあたっては、専門家会議の提言も踏まえ、地域の感染状況のみならず、子供や教職員の生活圏でのまん延の状況もみながら判断することが必要です。

1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

IV.提言

1. 地域区分について

(2) 地域区分の考え方について

- 「3月19日の提言」における「Ⅱ 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記(1)の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(p4脚注参照。爆発的患者急増)と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート(爆発的患者急増)を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²(以下「3つの密」という。)を避けるための取組(行動変容を、より強く徹底していただく必要がある)。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・ 期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。(下線は文部科学省)

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

Ⅱ.状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていくなかで、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。(下線は文部科学省)

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

① 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下、「特措法」という。）第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

- ・ 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対して、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができるようになります（特措法第 45 条第 2 項）。また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、要請にかかる措置を講ずるよう指示することができます（同条第 3 項）。
- ・ 市町村においても対策本部が設置され³、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第 36 条第 6 項）。

上記の学校施設の使用制限等の要請があった場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、学校保健安全法第 20 条に基づく「臨時休業」などを行うことになります。

② 学校施設の使用制限等の要請があった場合の対応について

上記の要請に基づく臨時休業を行う場合には、

- ・ 後述の「2（2）登校日の設定について」の趣旨に基づく児童生徒等の登校日の設定については、必要最小限度にとどめ、都道府県の首長部局と十分相談の上、行ってください。登校日を設ける場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。以下同じ。）を避けるため、分散登校や換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行ってください。
- ・ 教職員の勤務については、児童生徒等の学習の保障の見地から必要な業務を継続していただくことになります。その際には、教職員自身の健康にも配慮し

³ 緊急事態宣言がされたときは、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域であるか否かにかかわらず、市町村対策本部が設置される（特措法第 34 条第 1 項）。

つつ、在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めてください。

- ・ 子供の居場所の確保に向けた取組については、要請の趣旨を踏まえつつ、
 - － 保護者が医療従事者である場合
 - － 保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
 - － ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
 - － 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合
- などについて、都道府県等の首長部局と十分相談の上、検討ください。

居場所の確保の取組を行う場合には、基本的な感染症対策を徹底するとともに、空間を広くとるなど、3つの密を避けて行ってください。

- ・ また、これらの居場所の確保の取組を実施するにあたっては、給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、都道府県等の首長部局と十分相談の上、地域の実情やニーズに応じて対応をご検討ください。
- ・ 児童生徒等の健康保持の観点から、地域における感染拡大の状況を踏まえ、3つの密を避けつつ、学校の校庭や体育館等の施設の開放についても検討ください。

2. 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の（１）に示すICT等も活用した家庭学習と、（２）及び（３）に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

（１）家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の

学び応援サイト」⁴に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与されているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、主たる教材である教科書が、臨時休業期間中における家庭学習にも用いられるよう、各学校に納入された教科書について遅滞なく児童生徒に給与すること。

4. 心のケア等に関すること

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」等）を適宜周知・設置するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

また、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童として進行管理台帳に登録されている児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することも踏まえ、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

⁴ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

5. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

6. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

7. 子供の居場所確保に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

（1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

(2) 給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの保育が必要な場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

なお、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事から学校施設の使用制限等の要請があった場合については、「1（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について」に記載する子供の居場所の確保に向けた取組に関する記載に基づき対応いただきたいこと。

感染者が判明した学校の臨時休業の 考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

<児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と
学校内における活動の態様、
接触者の多寡、
地域における感染拡大の状況、
感染経路の明否等
を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、
臨時休業の必要性について十分相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止

学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等
（「感染拡大警戒地域」）

- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも

公共交通機関を
通学等に利用している場合、時差
通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業
実施せず

首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請

臨時休業を実施

※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

